

○資格があるのに被保険者証が届かない(他の健康保険に加入していない)

・被保険者証がない間の医療費はやむを得ない場合を除く

現在使用している被保険者証は、3月31日で使えなくなります。新しい被保険者証は3月末までに世帯主あてに送付します。

新しい被保険者証が届いたら、次のことをご確認ください。

○記載内容(住所、氏名、生年月日)に誤りがないか

■届け出が必要な場合

○職場の健康保険などをやめたとき(社会保険喪失証明書などをお持ちください)

○他の市町村から転入したとき

○子どもが生まれたとき

○生活保護を受けなくなつたとき

被保険者証が新しくなります

国民健康保険からのお知らせ

■お問合せ
保険年金課
☎0297(21)2187

国民健康保険に加入するときはやめるときは届け出が必要です

■国民健康保険脱退の手続きが必要な場合

国民健康保険に加入するとき・やめるときは14日以内に保険年金課またはさしま窓口センターに届け出をしてください。届け出には、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

- 職場の健康保険などに加入したとき(職場の健康保険証をお持ちください)
- 他の市町村へ転出するとき(学生の場合はお申し出ください)
- 死亡したとき
- 後期高齢者医療制度の対象となつたとき

き全額自己負担になります。



県内の医療機関にかかるときは、必ず受給者証と健康保険証を窓口で提示してください。

県内の医療機関にかかるときは：

現在小学6年生と中学3年生のお子さんの医療福祉費受給者証について、有効期間が平成30年3月31日までとなつている方は、4月から受給者証が新しくなりますので、新しい受給者証を3月末までに送付します。

入院するときは：

加入している健康保険から限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示してください。

また、中学生のお子さんで受給者証の有効期間欄に【外來のみ有効】と記載のある方が入院するときは、入院用の受給者証が必要です。保険年金課またはさしま窓口センターで申請してください。

■お問合せ 保険年金課

☎0297(21)2187

県外の医療機関にかかるときは：

県外の医療機関では受給者証は使えません。窓口では健康保険証を提示し請求された医療費をお支払いください。診療月の翌月以降に、受給者証、領収書、印鑑、通帳をお持ちのうえ保険年金課またはさしま窓口センターで償還払いの申請をしてください。

医療福祉費支給制度について

新中学1年生・新高校1年生になる方へ